

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年3月22日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4）平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5）その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること  
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 170064

国名：インド 担当：南アジア部

案件名：ヒマーチャル・ブラデシュ州森林生態系保全・生計改善事業準備調査

業務区分：プロジェクト形成（有償）

## 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年3月22日から2017年3月28日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
([http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html))
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年3月22日から2017年3月28日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年4月7日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：5月中旬
- (5) 契約交渉（予定）：5月上旬～5月中旬

## 2 業務の内容

【事業概要】ヒマーチャル・ブラデシュ州（以下「HP州」という。）はヒマラヤ山岳地帯の西部に位置する人口686.5万人の州で、多様な生態系を有している。同州ではジャコウジカ等の絶滅危惧の野生生物が生息する世界自然遺産「大ヒマラヤ国立公園」に代表される国立公園や自然保護区等を設けて生態系保全に取り組んでおり、希少種保護の観点から重要な地域である。また同州は多くの水源及び水力発電所を有しており、大都市デリー等の下流域へ灌漑・生活用水や電力の供給を通じて、インド北西部の社会経済を支えている。加えて、同州は人口の約9割が農村に住み、自然資源への依存度が高い生活を送っているが、近年の人口増加によって自然資源への負荷の増加により、違法伐採や過剰放牧等による森林劣化や牧草地の減少、生態系への影響が懸念される。そのため、住民参加による自然環境・生態系保全と代替生計手段の創出の両立が課題となっている。本事業は、HP州において、持続可能な自然環境及び生態系の保全活動、代替生計手段創出活動を実施することにより、森林生態系保全及び地域住民の生活水準向上を図り、もって同地域の環境保全及び社会経済発展に寄与するもの。

【調査項目】主な調査項目は以下のとおり。

- I. インド国及びHP州における森林保全事業の必要性の整理
- II. 本事業の必要性及び背景にかかる情報収集及び分析
- III. 円借款事業「スワン川総合流域保全事業」や他の森林局実施事業（他ドナー事業含）の成果と教訓分析
- IV. インド国の森林セクターで実施されたJICA支援事業の成果と教訓分析
- V. 森林依存住民の生活の実態調査及び副林産物にかかる市場調査（既存資料の分析含む）
- VI. 提案事業スコープの必要性、妥当性、実現可能性の確認及び効果的な実施体制・アプローチの確認
- VII. 事業スコープ、コンポーネント、実施スケジュールのレビュー及び詳細提案
- VIII. 円借款の審査に必要な業務（積算、運用効果指標、IRR計算等）等

## 3 条件等

### (1)参加要件

日本で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (2)参加の制限

特になし。

## 4 契約期間（予定）

2017年5月中旬～2018年1月下旬

## 5 想定人月（予定）

30.75 M/M

以上